

議題1(諮問事項)

千葉市国民健康保険条例の一部改正(案)について

1 趣旨

低所得者に係る保険料軽減判定所得基準を定める規定の変更、及び低所得世帯向けの市独自減免の見直しをすること等を目的として、千葉市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。

2 主な内容

(1) 低所得者に係る保険料軽減基準額の政令引用

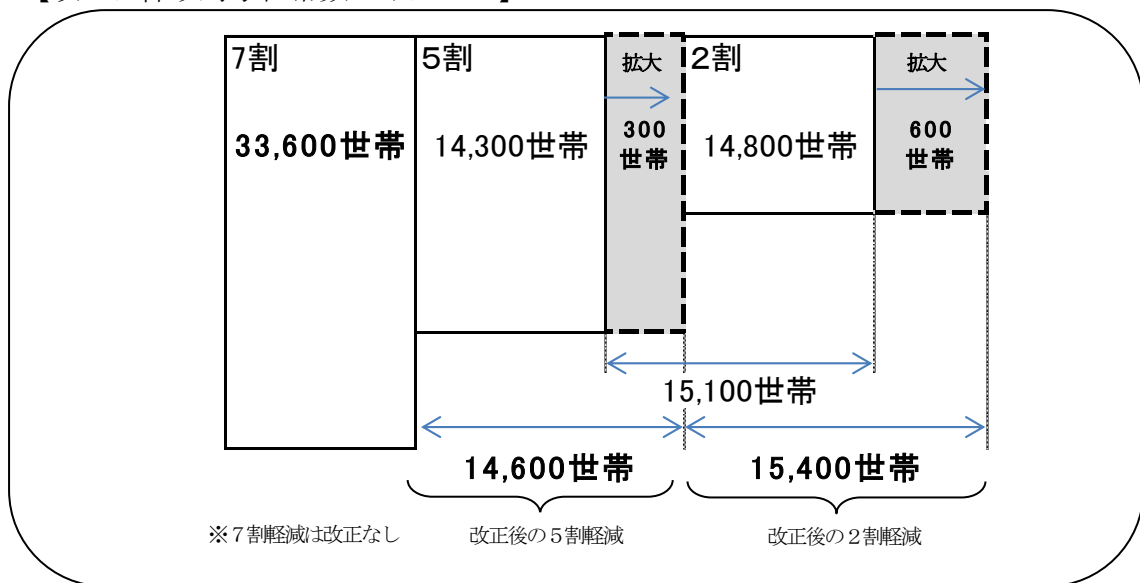
保険料は、世帯の所得が一定額以下の場合に、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割、5割又は2割を軽減している。そのうち5割及び2割軽減の基準額は、平成26年度から6年連続で見直しが図られており、国制度の見直しに併せ、国民健康保険法施行令(以下「政令」という)が改正されている。

市における基準額の変更は、国制度の変更内容に併せて、政令で定める額と同額とすることを、毎年度、条例改正を行い、定めてきたが、政令の規定を条例に引用することに改めるものである。

H31 保険料軽減拡大の状況

区分		軽減所得基準	2人世帯のケース
7割軽減	改正なし	33万円以下	33万円以下
5割軽減	現 行	33万円+(27.5万円×被保険者数) 以下	88万円以下
	改正後	33万円+(28万円×被保険者数) 以下	89万円以下
2割軽減	現 行	33万円+(50万円×被保険者数) 以下	133万円以下
	改正後	33万円+(51万円×被保険者数) 以下	135万円以下

【改正に伴う対象世帯数のイメージ】



(2) 市独自減免の見直し

① 新規 2 割減免の導入

現行の独自減免は、所得の合計額が 200 万円未満の世帯に 1 割を減免しているが、世帯人数に応じた減免制度に変更する。減免対象となる世帯の所得の基準は、世帯人数毎の相対的貧困とされる所得^{※1}を参考に、それを下回る世帯に対して、法定軽減制度のうち最も少ない軽減割合と同等の 2 割減免を実施する。

※1 厚生労働省が 3 年に 1 度行う、国民生活基礎調査で示された相対的貧困とされる世帯ごとの所得額

新規 2 割減免の判定基準額

世帯人数	1人	2人	3人	4人
基準額	122万円未満	173万円未満	212万円未満	244万円未満

② 現行の「1 割減免」廃止に伴う経過措置

見直しにより、世帯の所得の合計金額が 200 万円未満で、かつ 7 割・5 割・2 割軽減及び新規 2 割減免の対象外となる世帯に対して、経過措置を行う。経過措置期間は 3 年間とし、減免割合を 2019 年度は 8 %、2020 年度は 5 %、2021 年度は 3 %とする。

H31 年度 軽減・減免制度の状況

(対象世帯数：H31年度予算ベース)

区分	軽減・減免判定基準額（世帯の総所得金額）	対象世帯数
7 割軽減	33万円以下	33,600
5 割軽減	33万円+(28万円×被保険者数)以下	14,600
2 割軽減	33万円+(51万円×被保険者数)以下	15,400
新規 2 割減免	「新規 2 割減免の判定基準額」表参照	14,000
1 割減免の経過措置	200万円未満の世帯のうち、上記軽減・減免に該当しない世帯	11,500

(3) その他規定の整備

国民健康保険法の改正などに伴い所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

- (1)・(2) 平成 31 年 4 月 1 日
- (3) 公布の日